仙台市農業委員会第52回総会議事録

Ⅰ. 開催日時 令和4年8月30日(火曜日)午後1時30分から午後2時22分

Ⅱ. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

Ⅲ. 出席委員 (18人)

会長1番 佐々木 均会長職務代理者2番 嶺岸 若夫

委員 3番 赤間 敬 4番 大泉 権吾

6番 小野寺 潔7番 加藤 和江8番 菅野 則義9番 菊地 郁夫10番 熊谷 幸夫11番 郷古 雅春12番 齋藤 清太13番 佐藤 千治14番 佐藤 とみ15番 庄司 俊充16番 鈴木 通17番 髙橋 勝彦

18番 松原 菊男 19番 柴田 市郎

IV. 欠席委員 (1人) 5番 大里 重市

V. 議事日程

- 1. 開会
- 2. あいさつ
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

- 5. 報告
 - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出
 - (4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知
 - (5) 売渡あっせん希望農地一覧表
 - (6) 今後の調査委員会及び総会における審議について
 - (7) 令和4年度全国農業新聞普及計画表について
 - (8) 令和4年度第2回企画検討チーム会議報告(7月28日開催)
- 6. その他
 - (1) 会長等報告
 - (2) 遊休農地解消緊急対策事業(令和4年度新規事業)
 - (3) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 木田 利久 事務課長
 山本 幸子

 振興係長
 八木 正志 農地係長
 伊藤 秀宣

農地係会計年度任用職員 庄子 尚

VII. 会議の概要

1開 会

開会

(午後1時30分)

菊地 一郎

司会:振興係長

ただいまから仙台市農業委員会第52回総会を開催いたします。

開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願 いします。

2会長挨拶

- 会長 あいさつ -

司会:振興係長

次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が 議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長

本日は、5番大里重市委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席です (佐々木会長) | ので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私 から指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは、14番佐藤とみ委員、15番庄司俊充委員を指名いたします。

議長

議案に入ります。

(午後1時35分)

第1号議案と第2号議案は、調査委員会を第一調査委員会が担当し、8月23日 に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時 短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報 告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の 概要を説明していただきます。

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件 について、を上程いたします。第1号議案について、最初に大泉権吾第一調査委 員会委員長から説明願います。

大泉権吾第一 調査委員会委 員長

- 調査の概要説明 -

調查報告(机上配布)

(第一調查委員会委員長大泉権吾報告)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を8月23日 に実施いたしました。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、15番庄 司俊充委員、19 番柴田市郎委員と私(4番大泉権吾委員)の5名で行いました。 また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、2番庄子亮一推進委員、 30番奥山壽推進委員が出席しました。今回の申請は、贈与による規模拡大が2 件、売買による規模拡大が3件、区分地上権による設備保全が1件の合計6件 です。番号1番の報告は私(4番大泉権吾委員)、番号2番の報告は6番小野寺 潔委員、番号3番の報告は9番菊地郁夫委員、番号4番の報告は15番庄司俊充 委員、番号5番と6番の報告は19番柴田市郎委員です。

番号1番は、贈与により規模拡大を図るものです。申請地は譲受人の農地と水路に囲まれており耕作に不便であるため、譲受人に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で146aの農地を耕作しています。8月16日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(6番小野寺潔委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機3台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族3人で343aの農地を耕作しています。8月13日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(9番菊地郁夫委員報告)

番号3番は、申請地の上空に設置している営農型太陽光発電パネルに係る権利を保全するため、区分地上権を設定するものです。既に譲受人が農地法第5条の許可を得て太陽光発電施設を設置しており、支柱部分を除いた下部の農地の営農者と太陽光発電施設の設置者が異なることから、上空2m~4mの高さに区分地上権を設定するものです。発電パネルを設置する高さは上空2メートル以上であることから、本件の権利設定により、申請地を農地として利用するにあたり支障が生じることはないと考えられます。農地法第3条第2項ただし書きのうち、民法269条の2第1項に規定する権利の設定であり、不許可の例外に該当するものです。区分地上権の設定期間は、令和6年3月27日までです。8月16日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、許可相当と調査いたしました。

(15 番庄司俊充委員報告)

番号4番は、贈与により規模拡大を図るものです。相続により取得した農地を親族へ贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、家族3人で56aの農地を耕作しています。8月13日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(19 番柴田市郎委員報告)

番号5番と6番は、譲受人が同一であるため、一括して報告します。2件とも、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、田植と稲刈は作業委託により、家族2人で192aの農地を耕作しています。8月11日に奥山壽農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

髙橋勝彦委員 (17番) 番号3番について、区分地上権の期限は、一時転用と同じ令和6年3月27日までですか、それとも別々になるのですか。

菊地郁夫委員(9番)

期限は、一時転用期限に合わせて令和6年3月27日までです。

議長

他にご意見等はございませんか。

(意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。

よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。

(午後1時46分)

議長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、 を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査 の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一 調查委員会委 員長 - 調査の概要説明 -

調查報告(机上配布)

(第一調查委員会委員長大泉権吾報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を8月23日に実施いたしました。調査は、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件、通路に転用するものが1件の合計4件です。番号1番の報告は8番菅野則義委員、番号2番の報告は7番加藤和江委員、番号3番の報告は13番佐藤千治委員、番号4番の報告は18番松原菊男委員です。

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田3,670㎡を転用し、資材置場に1,365㎡、駐車場(普通車10台)に150㎡、通路等に2,155㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(7番加藤和江委員報告)

番号2番は駐車場に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、 市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良 事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象と なっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し ました。申請は、譲受人が田 59 ㎡ (実測 117.19 ㎡)を転用し、駐車場(普通車 2 台・トラック 1 台)に 47.5 ㎡、通路に 69.69 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(13 番佐藤千治委員報告)

番号3番は、通路に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、 市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良 事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象と なっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し ました。申請は、不動産業者が田畑 379 ㎡を転用し、奥にある宅地への通路に 利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被 害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特 に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が 提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該 当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(18 番松原菊男委員報告)

番号4番は資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築資材販売業者が田2,680㎡を転用し、資材置場に1,000㎡、駐車場(普通車8台)に120㎡、通路・作業スペースに1,560㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請 に係る処分決定の件について、許可することに決定します。

(午後1時50分)

議長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(5) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局 農地係長 それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページ に記載のとおり10件の届出がありました。転用目的の内容は、宅地への転用が4 件、駐車場への転用が2件、一般住宅・宅地造成・貸店舗・その他雑種地への転 用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していま したので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第 7号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとお り7件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、共同 住宅・店舗及び事務所・駐車場への転用が1件ずつ、駐車場への一時転用が1件 ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事 務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等) による届出については、4ページから5ページに記載のとおり11件の届出があり ました。10件は相続による権利取得、1件は持分の放棄となっており、事務局長 専決により全件受理しております。(4)農地法第 18 条第6項の規定(合意解約) については、6ページに記載のとおり1件ありました。次に(5)売渡あっせん希望 農地一覧表については、新規の申し出が2件ありましたので一覧表を別紙のとお り修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようです。次に、(6)「今後の調査委員会及び総会における審議について」は嶺岸会長職務代理者から、(7)「令和4年度全国農業新聞普及計画表について」は事務局から、(8)「令和4年度第2回企画検討チーム会議報告(7月28日開催)」については加藤企画検討チーム長から報告願います。

嶺岸会長職務 代理者 一 説明 一(6)「今後の調査委員会及び総会における審議について」

事務局振興係

一 説明 一(7)「令和4年度全国農業新聞普及計画表について」

加藤企画検討チーム長

一 説明 一(8)「令和4年度第2回企画検討チーム会議報告(7月28日開催)」

議長

(6)「今後の調査委員会及び総会における審議について」から(8)「令和4年度第2回企画検討チーム会議報告(7月28日開催)」について、ご質問等はございませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時04分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長等報告を私(佐々木均会長)と嶺岸会長職務代理者から報告します。 資料4をご覧ください。

会 長 会長職務代理 者 (会長等報告)

議長

続きまして、(2) 遊休農地解消緊急対策事業 (令和4年度新規事業) について、 事務局から説明をお願いします。

農地係長

一 説明 一 遊休農地解消緊急対策事業(令和4年度新規事業)

議長

事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(3)事務局からの連絡事項について

 $(7) \sim (7)$

(ア) 9月~10月の予定表

振興係

- (イ)令和4年度農家相談の手引き
- (ウ)他市町村農業委員会だより等(広島市)

議長

ご意見、ご質問等はございますか。

(6番小野寺 潔委員)

遊休農地解消緊急対策事業(令和4年度新規事業)は、単年度事業ですか。

事務局農地係	来年度以降もあるかどうか、確認して後日回答します。
議長	他にご質問等はございませんか。
	(質問なし)
議長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会:振興係長	閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第52回総会を閉会します。
	閉 会 (午後2時22分)